（略）	
一等航空運航整備士	一　飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ　特定飛行機普通Ｎ又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 ロ　国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を終了した場合は、特定飛行機普通Ｎ又は附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む一年以上の航空機の整備の経験 二　（略）
（略）	

附属書第１（第12条の３、第14条、第56条の２、別表第２関係）

航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

第１章　総則

１－１　（略）

１－２　この基準は、１－３の耐空類別を考慮して適用する。

１－３　航空機の耐空類別は、次の表のとおりとする。

耐空類別	摘要
飛行機　普通　N	最大離陸重量8,618kg以下の飛行機であつて、客席数が19以下であるもの
（略）	
滑空機　実用　U	最大離陸重量750kg以下の滑空機であつて、普通の飛行又は普通の飛行に加え失速旋回、急旋回、錐揉（きりもみ）、レージーエイト、シャンデル、宙返りの曲技飛行に適するもの
（略）	

（略）	
一等航空運航整備士	一　飛行機について技能証明を受けようとする者は、次に掲げるいずれかの経験を有すること。 イ　附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ又は飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む二年以上の航空機の整備の経験 ロ　国土交通大臣が指定する整備に係る訓練課程を終了した場合は、附属書第一に規定する耐空類別が飛行機輸送Ｃ又は飛行機輸送Ｔである飛行機についての六月以上の整備の経験を含む一年以上の航空機の整備の経験 二　（略）
（略）	

附属書第１（第12条の３、第14条、第56条の２、別表第２関係）

航空機及び装備品の安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準

第１章　総則

１－１　（略）

１－２　この基準は、１－３の耐空類別及び１－４の規定を考慮して適用する。

１－３　航空機の耐空類別は、次の表のとおりとする。

耐空類別	摘要
飛行機　曲技　A	最大離陸重量5,700kg以下の飛行機であつて、飛行機普通Ｎが適する飛行及び曲技飛行に適するもの
飛行機　実用　U	最大離陸重量5,700kg以下の飛行機であつて、飛行機普通Ｎが適する飛行及び60°バンクを超える旋回、錐揉（きりもみ）、レイジーエイト、シャンデル等の曲技飛行（急激な運動及び背面飛行を除く。）に適するもの
飛行機　普通　N	最大離陸重量5,700kg以下の飛行機であつて、普通の飛行（60°バンクを超えない旋回及び失速（ヒップストールを除く。）を含む。）に適するもの
飛行機　輸送　C	最大離陸重量8,618kg以下の多発の飛行機であつて、航空運送事業の用に適するもの（客席数が19以下であるものに限る。）
（略）	
滑空機　実用　U	最大離陸重量750kg以下の滑空機であつて、普通の飛行又は普通の飛行に加え失速旋回、急旋回、錐揉、レージーエイト、シャンデル、宙返りの曲技飛行に適するもの
（略）	